

原発は平和憲法違反！

取り戻そう

「ふつうの暮らしと世界の平和」

人類の福祉や平和目的に寄与するという原子力発電は、憲法との関連がこれまであまり問われていませんでした。しかし2011年3月に起きた福島原発事故により、原発の政策目的を支える事実や世論にも大きな変化が生じた今日の時点では、原発事故は憲法が保障していたはずの「ふつうの暮らし」を、多くの人から奪い去り、又原発が潜在的核兵器とみなされることから、原発の存続と利用は憲法9条にも反する憲法違反の一面があります。

幼い子供たちの被曝を案じ、避難指示区域外から大阪へ避難した、自主避難者に対する行政の支援、東電からの賠償は乏しく、世間のきびしい視線を受ける自主避難者にとって憲法の「恐怖と欠乏から免れ、平和の内に生存する権利を有する」(前文)、「すべて国民は、個人として尊重される」(13条)は「ふつうの暮らし」を取り戻すための盾になっています。

日本国憲法のアイデンティティとされる「個人の尊重」は聖書のローマ13章9～10「隣人を愛せよ」につながります。律法全体は凝縮すると同句に要約されると言われるように、日本国憲法は聖書の思想が反映されています。

原発と人権、平和が問われる今、核・平和の問題解決は、私たちの日常生活の中で隣人へ時が良くても悪くても御言葉を述べ伝える伝道と行動を、まずキリスト者から始めることをイエスキリストは求められておられるのではないのでしょうか？

キリスト者原発学習会は内藤新吾牧師著書「キリスト者として“原発”をどう考えるか」2016年7月からの輪読学習会に始まりこの5月で第46回を迎えます。これまでの学びを糧に共におられる主イエスキリストの導きのもと反核平和に資する学びと活動を推進して参ります。

5月度学習会は「眩く女性九条の会」を主宰し、会報を発行され、熱心な啓蒙活動を続けておられる中本幸美さんに日ごろの実践活動から原発について語っていただきます。

第46回 キリスト者原発学習会

日時： 2018年5月21日(月)
午前10時00分～12時00分

場所： 大阪クリスチャンセンター

内容： ① 原発について
発題： 「眩く女性九条の会」中本 幸美さん
② 質疑応答・分かち合い ③その他

会費： 500円(資料代など)

主催：キリスト者原発学習会

連絡先： 090-3974-1166(弓場)



速報！

●スカイプで結ぶジョイント講演会について

講演会タイトル：朝鮮半島緊張緩和とアジアの平和にむけた日米の歴史的な役割(仮題)

講師：金 民雄教授・瀬野 厚教授

日時：6月16日(土) 12時開場

東京会場：明治大学 リバティ・タワー1032号室(266名収容)

> 大阪会場：大阪南YMCA

会費：500円